

# 労務 ROAD

## 医療従事者向け慰労金交付事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※1）に対し、慰労金として**最大20万円**が給付されます。

### 【給付対象・給付金額】

都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し  
患者と接する医療従事者や職員（※2）

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に  
診療等を行った医療機関等である場合

1人20万円  
（※4）

上記以外

1人10万円

その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所  
に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※3）

1人5万円  
（※5）

- ※1 医療従事者や職員には、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。また、資格や職種による限定はなく、事務職なども対象。
- ※2 「都道府県から役割を設定された医療機関等」とは、  
①重点医療機関、②感染症指定医療機関、③その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関、④帰国者・接触者外来を設置する医療機関、⑤地域外来・検査センター、⑥宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等をいいます。
- ※3 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外。
- ※4 実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等行った日以降に勤務していない場合には10万円
- ※5 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合は20万円

### 【対象者】

当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日、  
又は受入日から**6月30日までの間に10日以上勤務した方**が対象。

（1日あたりの勤務時間は問いません。

有休や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。）

### 【慰労金を受けるための流れ】

- ①対象者の代理申請・受領の委任状を集める（原則医療機関等がとりまとめて申請）
- ②申請書をオンラインから提出 ③慰労金交付
- ④給付終了後、1か月以内を目途に実績報告

### 【申請書等の入手方法】

厚生労働省・各都道府県ホームページより入手可能です。

【厚生労働省 より】

VOL.707  
(2008—1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当: 君野・茅原・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

長期休業のお知らせ

誠に勝手ながら

8月8日（土）から

8月13日（木）まで

休業とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、  
何卒宜しくお願い致します。

8月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備  
(申告: 6/1~8/31)
- ・高年齢者・障害者雇用状況  
報告書の提出  
(申告: ~8/31 まで延長)